

空き家等の利活用促進に係る関連イベント企画運營業務委託仕様書

1 業務名

空き家等の利活用促進に係る関連イベント企画運營業務委託

2 業務期間

契約締結の日～平成 29 年 3 月 31 日まで

3 事業目的

今回の事業の目的は、空き家所有者が空き家を活用にするに当たっての心的疎外要因（相続問題、近所の目が気になる、家族の賛同が必要）等を解消し、空き家バンク登録などの空き家活用の動機付け及び適正管理の意識を醸成するとともに、空き家等リノベーション講習会を通じて地域おこしやまちづくりに携わる個人や団体に対する支援を実施することで、空き家の利活用促進と適正管理等に前向きな空き家所有者及び空き家等の利活用を通じて地域おこし等に携わる個人や団体の裾野の拡大を図ることを目的としたものである。

4 業務内容

以下の業務(1)、(2)について、県と協議の上行うものとする。

(1) 空き家所有者の利活用意識醸成のためのイベント業務

- ① メインターゲットは、空き家の所有者で広島市内に在住する方を想定している。
- ② ①の内、県北部にある空き家(約 1,000 戸)の所有者に対しては、ダイレクトメール(個別案内)の送付で参加の働きかけを行うこととする。ただし、発送は把握している住所を基に該当市町で実施することとするが、案内文の作成等の支援は委託業務で行うこと。
- ③ メインターゲット以外の空き家所有者及び関係者にも興味を持って参加してもらえるよう多様な広告媒体(新聞広告、HP、ポスター等)を活用し情報発信を行うこと。
- ④ 空き家の資産活用としての重要性や地元への貢献等をキーワードに訴える講演会などを行うこと(講師は資産(不動産)活用の専門家、空き家問題等社会問題を扱う専門家等など)。
- ⑤ 空き家所有者の相談に対応できるような専門家の相談員ブース(市町の空き家バンク相談ブースとは別に3つ以上)を設けること。
- ⑥ イベント来場者への配布やダイレクトメール(個別案内)に同封する空き家利活用や適正管理の意識醸成のためのパンフレット等(約 3000 枚、A3:2つ折り、上質紙、フルカラー、素案は県と協議)を作成(デザインを含む)すること。
- ⑦ その他、多くの空き家所有者等に来場してもらえるような企画を行うこと。
- ⑧ 1回(1日)程度の開催(土曜日又は日曜日)を想定している。
- ⑨ 該当市町の協力を予定している。
- ⑩ 開催場所は、広島市内とすること。
- ⑪ 今後の開催に向けての課題整理や、空き家バンク登録に向けての課題整理のための来場者からの情報収集など(入場者数、アンケート作成、データ整理 ※調査項目等は県と協議)を行うこと。
- ⑫ 会場設営、会場使用料、講師等や集客に要する経費、メインターゲットに送付する郵便物の

送料，広告宣伝，空き家利活用及び適正管理のための広告物の費用等は，すべて受託者の負担とする。

- (2) 空き家等の利活用を通じて地域おこしやまちづくりに携わる個人や団体などの取組支援(広島県版リノベーション講習会) 業務
- ① ターゲットは，地域おこしやまちづくりに積極的な団体や個人又はそれらに興味のある方(市町からの推薦及び募集などを想定)を想定している。
 - ② 今回実施する講習会は，来年度以降に行う空き家等を活用したより実践的な講習会の前段階としている。
 - ③ 広島県版リノベーション講習会は，空き家等の利活用(リノベーション)を通じ地域づくりを行える人材の育成を目的とした講習会である。
 - ④ 今回の講習会は，講師による基調講演と先進事例の勉強会を基本として行うこと。
 - ⑤ 基調講演の講師としては，空き家等の活用に先進的な取組をしている方，リノベーションスクールの講師経験者，まちづくりの専門家等とすること。
 - ⑥ 先進事例の勉強会については，単なる事例の紹介ではなく，その方の立場でどのようにプロジェクトを立ち上げたのか，地方公共団体その他関係団体とどのように関わったのか等が具体的に学べるものとする。
 - ⑦ 講師や参加者同士の活動状況やノウハウ等が広く共有される意見交換や交流の場を設けること。
 - ⑧ その他受講者の興味を引くような講習を行うこと。
 - ⑨ 1回(1日)程度，人数は50人程度を想定している。
 - ⑩ 開催場所は広島市内を想定しているが，講習会の内容などからより適切な場所があれば，広島市内でなくともよい。
 - ⑪ 今後の開催に向けて参加者ニーズ把握のための情報収集，分析(アンケート作成，データ整理，受講生のデータベース化等 ※調査項目等については県と協議)を行うこと。
 - ⑫ 参加者募集や今回の事業について多様な広告媒体(雑誌，HP，SNS，ポスター，パンフレット)を活用し，広く情報発信を行うこと。
 - ⑬ 会場設営，会場使用料，講師等の謝金及び旅費，資料等講習会の運営に要する費用，広告宣伝のための費用等は，すべて受託者の負担とする。

(3) 提出書類

本業業務の実施に当たって受託者は，契約締結の日から14日以内に次の必要書類を県に提出すること。

- ① 業務実施計画書(2部)
- ② 業務工程表(2部)

(4) 実績報告

- ① 業務完了日までに業務実績報告書を提出すること。
- ② 提出部数は紙媒体とし，(1)，(2)の業務ごとに2部提出すること。
- ③ なお，実績報告書は，事業の概要の外，開催内容をまとめたもの(開催日時，開催場所，開催内容，参加人数等)や県などの打ち合わせ議事録，今回のイベントで使用した広告物，アンケートの集計結果等を添付すること。

5 業務体制

受託者は、本業務に必要な人員を配置し、責任者及び副責任者を明らかにするとともに、責任者及び事務責任者等の業務所掌範囲についても明らかにすること。

6 留意事項

- (1) 受託者は、県と連絡調整を十分に行い、円滑に業務を実施すること。
- (2) 本業務により得られた成果は、原則として県に帰属する。
ただし、受託者が従前より有する著作物あるいは第三者の著作物については、受託者あるいは、第三者に帰属するものとする。
- (3) 受託者は、本業務の実施のために必要な受託者が従前より有する著作権あるいは第三者の著作権については、当該著作権の利用に当たり、支障のないよう適切な措置を講じなければならない。
また、何らかの著作権に係る問題等が生じた場合、受託者の責任により対処するものとする。
- (4) 受託者は、業務実施過程で疑義が生じた場合は、速やかに県に報告し協議を行い、その指示を受けること。
- (5) 受託者は委託業務上発生した障害や事故については、大小にかかわらず県に報告し指示を仰ぐとともに、早急に対応を行うものとする。
- (6) 秘密の保持
 - ① 本業務に関し、受託者から県に提出された提案書等は、本業務における契約予定者の選定以外の目的で使用しない。
 - ② 本業務に関し、受託者が県から受領又は閲覧した資料等は、県の了解無く公表又は使用してはならない。
 - ③ 受託者は、本業務で知り得た県及び事業者等の業務上の秘密を保持しなければならない。
- (7) 個人情報の保護
受託者は、本業務（再委託した場合を含む。）を履行する上で、個人情報を扱う場合は、広島県個人情報保護条例（平成16年12月17日広島県条例第53条）を遵守しなければならない。
- (8) 再委託等の制限
受託者は、監理業務を除く本業務の一部を第三者に委託することができる。その場合は、再委託先ごとに業務の内容、再委託先の概要及びその体制について、事前に県に文書を持って協議し、承認を得なければならない。
- (9) その他
 - ① 特別の事情が生じた場合は、協議の上、委託条件等を変更できるものとする。
 - ② 受託者は、業務実施に当たり、関係法令を順守し、常に適切なる管理を行わなければならない。